

## ごみ・資源集積所の設置承認の流れについて

中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

ごみ・資源集積所（以下、集積所と称す）の設置・変更は、承認申請が必要です。集積所の設置承認には、以下の3種類があり、それぞれ必要な申請書類があります。

- ◆一般向け・・・「新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」
- ◆集合住宅向け・・・「新規集積所設置箇所申請書」  
「集積ボックス規格申請書」  
「アパート・マンション・集合住宅等のごみ収集承認願」
- ◆独居向け・・・「(独) 新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」

事前に中津市クリーンプラザへ問い合わせの上、各種申請書の提出をお願いします。

### 【集積ボックス設置承認の流れ】

一 般	集 合	独 居	手 順 内 容
○	○	○	①中津市クリーンプラザとの協議 ・一般、独居：設置場所周辺の地図 ・集合：建築図面・計画図面等で建築物周辺道路状況が記載されたもの ・想定している集積ボックス概要 これらを基に、集積・設置条件の協議を行う。集合住宅等には、添付資料の様な集積所（7分別）仕様を推奨しています。
	○		②協議結果から「新規集積所設置箇所申請書」、「集積ボックス規格申請書」の提出を行う。 各申請書の提出がない場合は、収集が出来ませんので注意のこと。
	○		③現地確認作業1（集合住宅建築前）
	○		④正式な「アパート・マンション・集合住宅等のごみ収集承認願」の提出をおこなう。（収集開始される15日前までに申請してください）
○		○	⑤正式な「ごみ・資源集積所承認願」の提出を行う。 （収集開始される15日前までに申請してください）
		○	⑥独居の場合は、地元自治委員・地元民生委員との協議を行う。
○	○	○	⑦現地確認作業2（集積所設置前）
○	○	○	⑧現地確認作業3（集積所設置後）
○	○	○	⑨収集の開始

集積所設置後は、利用者による自主管理をお願いしています。  
管理状況によっては、収集を停止する場合があります。

### <集積所の収集・設置条件>

集積所の主要な設置条件を以下に示します。

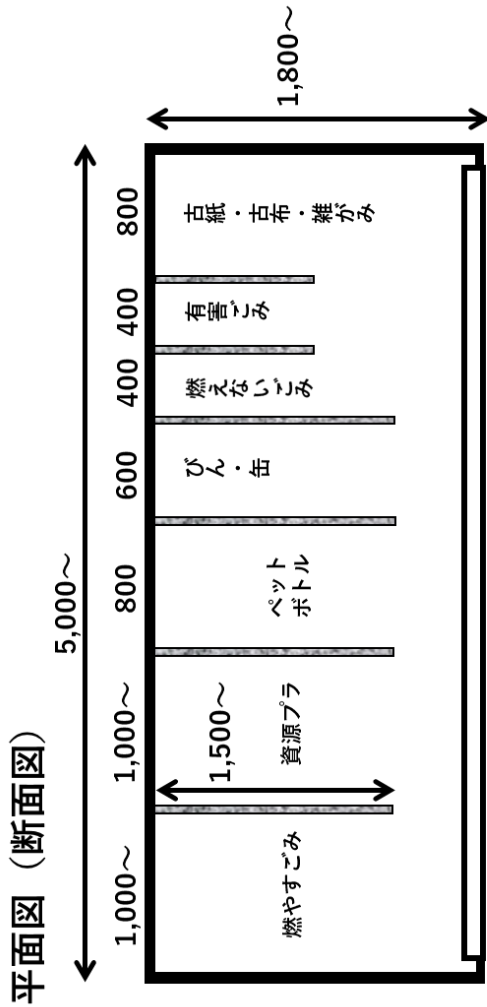
- ①収集ルート上の道路は確保されているか。
- ②パッカー車がバックを必要としない道であるか。
- ③設置場所は、地権者の承諾が得られているか。
- ④ボックスの大きさは、使用世帯数を想定した大きさか。
- ⑤原則、戸別収集は行っていません。
- ⑥地元自治委員の承諾があるか。  
など。

アパート等集合住宅のごみ・資源集積所設置例(7分別)

**【設置条件】**

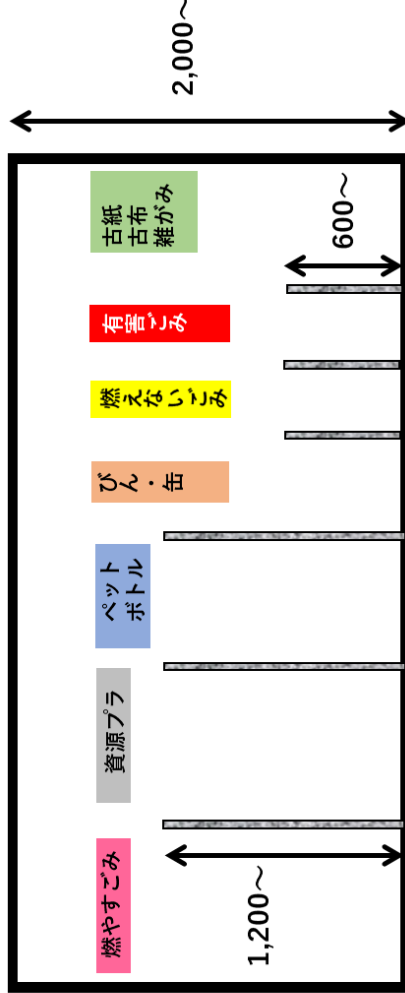
- ① 分別の種類ごとに仕切り壁を設置してください。
- ② 種類ごとのスペースは、ごみ・資源ごみの搬出量によって設定してください。  
例) 燃やすごみ：1,000mmだと45<sup>kg</sup>袋 = 約36~40袋程度
- ③ 小動物が入り出来ない様にしてください。
- ④ 前面扉は、横開き戸にしてください。
- ⑤ 庫内側面に、分別種類・収集日・注意事項等の掲示をお願いします。

※本内容は、アパートにお住いの方々からの声に基づき協議し作成させて頂きました。

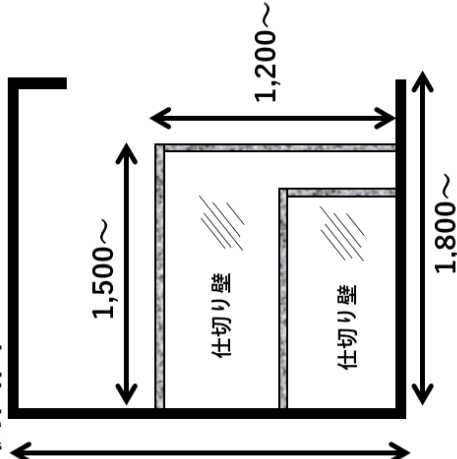


横開き戸 (引きちがい)

前面図



側面図



※概ね20~25世帯のスペースを想定

※居住環境を配慮し、部屋に溜めずに適時排出できるように「7分別ごみ・資源集積所」の設置をお願いします。